

写

栃賃審発第5号
令和4年8月23日

栃木労働局長
藤浪竜哉 殿

栃木地方最低賃金審議会
会長 太田 正

栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和4年8月23日貴職から、8月5日付け栃木県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対するとちぎコープ労働組合及び佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオンからの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議をした結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。